

薬食発1021第1号
平成25年10月21日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第2条第14項に規定する指定薬物等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)において定めているところである。

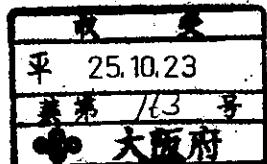
本日、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第120号)が別添のとおり公布されたので、貴職におかれでは、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる7物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。



- ① キノリン-8-イル=1-(シクロヘキシリメチル)-1H-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類
- ② キノリン-8-イル=1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類
- ③ N-(ナフタレシ-1-イル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ④ N-(ナフタレン-1-イル)-1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ⑤ 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類
- ⑥ 1-(4-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類
- ⑦ 1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となること。

2. 医療等の用途の規定

上記1.に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めたこと。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体及びその機関
- ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第4項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1)から(4)までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成25年10月21日）から起算して30日を経過した日（平成25年11月20日）から施行すること。

省

令

○厚生労働省令第百一十号
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第一條第十四項の規定に基づき、薬事法第一條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十一日
薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

第一条中第百十四号を第百二十一号とし、第九十九号から第五百三十三号までを七号ずつ繰り下げ、第九十八号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。
五百一—（四メートキシフェニル）—（ピロリジン—イール）ベンタノ—イオン及びその塩類

第一条中第五十七号を第二百三号とし、第八十六号から第九十六号までを六号ずつ繰り下げ、第六五号を第九十号とし、同号の次に次の二号を加える。

九十一—（四メチルフェニル）—（ピロリジン—イール）ヘキサン—イオン及びその塩類

第一条中第八十四号を第八十九号とし、第六十一号から第八十二号までを五号ずつ繰り下げ、第六六号を第六十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十六—（フェニル）—（ピロリジン—イール）ヘプタン—イオン及びその塩類

第一条中第六十号を第六十四号とし、第五十五号から第五十九号までを四号ずつ繰り下げ、第五十四号を第五十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

五十七—（ナフタレン—イール）—（五フルオロベンチル）—（H—イソードール—）—カルボキサミド及びその塩類

五十八—（ナフタレン—イール）—（ペンチル—H—イソードール—）—カルボキサミド及びその塩類

第一条中第五十三号を第五十五号とし、第三十一号から第五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の二号を加える。

三十二—（キノリン—八イール）—（シクロヘキシルメチル）—（H—イソードール—）—カルボキシラート及びその塩類

三十三—（キノリン—八イール）—（五フルオロベンチル）—（H—イソードール—）—カルボキシラート及びその塩類

附 則
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○総務省告示第三百九十七号

電波法施行規則（昭和二十一年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の八の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百二十六号（外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格により行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十五年十月二十一日

総務大臣 新藤 義孝

告 示

別表第一項に次のように加える。

11 インドネシア共和国	Amateur Extra Class	第一級アマチュア無線技士	第一級アマチュア無線技士の操作
	Advanced Class	第三級アマチュア無線技士	第三級アマチュア無線技士の操作
	General Class	第四級アマチュア無線技士	第四級アマチュア無線技士の操作
	Novice Class		

一の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年五厘五毛
八年以下	年五厘
八年を超えて十年以下	年五厘五毛
十年を超えて十二年以下	年六厘五毛
十一年を超えて十三年以下	年七厘五毛
十三年を超えて十五年以下	年八厘五毛
十五年を超えて十七年以下	年九厘五毛
十七年を超えて二十五年以下	年一分

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年五厘
八年を超えて十年以下	年五厘五毛
十年を超えて十二年以下	年六厘五毛
十一年を超えて十三年以下	年七厘五毛
十三年を超えて十五年以下	年八厘五毛

○法務省告示第三百八十七号

愛媛県北宇和郡鬼北町役場保存の次の除籍の一
部が滅失したため、これを再製する必要があるか
ら、次に掲げる者は、平成二十五年十一月二十一
日までに、同町長に対して、次の手続をしてくだ
さい。

一 当該除籍に關係のある戸籍の届出、報告、申

請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を
要する書類を提出した者は、その事項を更に申
し出ること。

二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記
載した事項に関する証明書の交付を受けて現に
所持する者は、これを提示すること。

注 意
一 申出は、口頭でも差し支えない。
二 申出の手続について分からぬことがあ
れば、鬼北町役場又は松山地方法務局宇和島支局
に照会すること。

平成二十五年十月二十一日

法務大臣 谷垣 賢一

愛媛県北宇和郡鬼北町大字興野々百六番戸

清家倉太良

○財務省告示第二十八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律
第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平

成二十年九月三十日農林水産省告示第三十五条
（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の
規定に基づき、同条の主務大臣の走める利率を定

める等の件）の一部を次のように改正する。

平成十五年十月二十一日

財務大臣 麻生 太郎

農林水産大臣 林 芳正

附 則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫
が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付
の利率については、なお従前の例による。